

別表第1（第2条関係）

地方自治法施行令に係る指名停止基準

停止要件	期 間
1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当したとき。 ア 第1号 イ 第3号 ウ 第4号 エ 第5号 オ 第6号	当該認定をした日から  2年 1年以上2年以内 1年6ヶ月以上2年以内 1年以上2年以内 代理人、支配人その他の使用人について決定された前各号の期間の残存期間

第2号については、別表第2又は第3の該当する号を適用する。

別表第2（第2条関係）

建設工事請負契約に係る指名停止基準

停止要件	期 間
（虚偽記載） 1 市の発注する工事の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、建設工事等入札参加資格審査申請書及びその添付資料又は入札前の調査資料等に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内
（過失による粗雑工事） 2 市と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「市発注工事」という。）の施工に当たり、過失により粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内
3 道内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上3ヵ月以内
（契約違反） 4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適切であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 5 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内
6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上3ヵ月以内
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内
（贈賄） 9 次のア、イ又はウに掲げる者が、市の職員に対して行った贈	逮捕又は公訴を知った日から

<p>賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>ア 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p>	12ヶ月以上24ヶ月以内
<p>イ 資格者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p>	9ヶ月以上18ヶ月以内
<p>ウ 資格者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	6ヶ月以上12ヶ月以内
<p>10 次のア、イ又はウに掲げる者が、道内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	逮捕又は公訴を知った日から
<p>ア 代表役員等</p>	6ヶ月以上18ヶ月以内
<p>イ 一般役員等</p>	4ヶ月以上12ヶ月以内
<p>ウ 使用人</p>	2ヶ月以上6ヶ月以内
<p>11 代表役員等が、道外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	逮捕又は公訴を知った日から4ヶ月以上12ヶ月以内
<p>（独占禁止法違反行為）</p>	
<p>12 市発注工事に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から9ヶ月以上18ヶ月以内
<p>13 道内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から4ヶ月以上18ヶ月以内
<p>（談合）</p>	
<p>14 市発注工事に関し、資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	逮捕又は公訴を知った日から9ヶ月以上24ヶ月以内
<p>15 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が道内における談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	逮捕又は公訴を知った日から4ヶ月以上24ヶ月以内
<p>（建設業法違反行為）</p>	
<p>16 市発注工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内
<p>17 道内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く）。</p>	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内
<p>（不正又は不誠実な行為）</p>	
<p>18 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内
<p>19 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

別表第3（第2条関係）

建設工事請負契約以外に係る指名停止基準

停止要件	期 間
(虚偽記載)	
1 市の発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の競争入札参加資格審査申請書及びその添付資料又は入札前の調査資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内
(過失による粗雑な契約履行)	
2 市と締結した契約（以下この表において「市発注契約」という。）の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内
3 道内における契約で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般契約」という。）の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上3ヵ月以内
(契約違反)	
4 第2号に掲げる場合のほか、市発注契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内
6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上3ヵ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故)	
7 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内
8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内
(贈賄)	
9 次のア、イ又はウに掲げる者が、市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）。	12ヵ月以上24ヵ月以内
イ 資格者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	9ヵ月以上18ヵ月以内
ウ 資格者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	6ヵ月以上12ヵ月以内
10 次のア、イ又はウに掲げる者が、道内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から

<p>ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p> <p>1 1 代表者等が、道外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>1 2 市発注契約に関し、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>1 3 道内において、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、契約相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(談合)</p> <p>1 4 市発注契約に関し、資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>1 5 道内において、資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>1 6 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>1 7 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>6ヵ月以上18ヵ月以内 4ヵ月以上12ヵ月以内 2ヵ月以上6ヵ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から4ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から9ヵ月以上18ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から4ヵ月以上18ヵ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日9ヵ月以上24ヵ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日4ヵ月以上24ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内</p>
---	---